

佐久市太陽光発電設備の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内における太陽光発電設備の設置並びにその運用、管理及び撤去（以下「設置等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、事業者の責務を明らかにし、太陽光発電設備の適切な設置等の確保を図り、もって現在及び将来の豊かな自然環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (2) 設置 発電設備を土地に定着する行為（関連する木竹の伐採、盛土、切土等の土地の造成等の準備行為を含む。）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備を設置し、運転する事業をいう。
- (4) 事業者 発電設備を用いて発電事業を行う者をいう。
- (5) 事業地 発電設備の設置を行う一団の土地（継続的又は一体的に利用する土地を含む。）をいう。
- (6) 近隣住民 事業地に隣接する土地（水路又は道路を挟む隣接地を含む。）を所有する者、当該土地上に家屋を所有し、若しくは居住する者（法人を含む。）又は事業地の外周線から50メートル以内の範囲にある家屋に居住する者（法人を含む。）をいう。
- (7) 当該行政区 事業地が所在する行政区及びその行政区が発電設備の設置につきその行政区と同様の利害関係を有すると市長が認めた行政区をいう。
- (8) 当該行政区住民 当該行政区内に土地を所有する者又は当該土地上に家屋を所有し、若しくは居住する者（法人を含む。）をいう。
- (9) 地域住民 近隣住民、当該行政区住民及び発電設備によりその生活環境に影響を受ける者をいう。
- (10) 営農型発電設備 発電設備のうち、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に発電設備を設置するものであって、農地法（昭和27年法律第229号）の規定に基づいて実施するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、太陽電池モジュールの合計出力（以下「合計出力」という。）が50キロワット以上の発電事業に適用するものとし、合計出力が50キロワット未満の場合にあっては、第4条、第5条及び第12条から第15条までの規定を適用するものとする。

2 前項の規定による合計出力の適用については、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる事業者により、発電設備が一体的に設置されるものと市長が認める場合又は既に発電設備の設置に係る工事が完了している土地の近接地において実質的に同一と認められる事業者により、新たな発電設備が一体的に設置されているものと市長が認める場合は、関係する発電設備の合計出力を合算するものとする。

3 国又は地方公共団体が行う発電事業については、この要綱の規定は適用しないものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、発電事業を実施するに当たり、景観及び自然環境の保全に十分に配慮し、この要綱の規定に基づく発電設備の適切な設置等を実施することにより、市民の生活環境に影響を及ぼすことがないようにしなければならない。

(法令等の遵守義務)

第5条 事業者は、発電設備の設置に係る法令及び事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（平成29年3月資源エネルギー庁策定。以下「事業計画策定ガイドライン」という。）並びに長野県及び本市の条例、規則、要綱及びガイドラインを遵守しなければならない。

(計画の周知)

第6条 事業者は、第9条第1項に規定する事前協議を行う前に、地域住民にその計画の周知徹底を図るため、次条による説明会開催の30日以上前に、標識を計画事業地の見やすい場所に設置し、標識設置届（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により標識を設置したときは、発電設備の施工に着手するまで、これを掲出しなければならない。

(地域住民への説明会の開催)

第7条 事業者は、第9条第1項に規定する事前協議を行う前に、計画している発電事業の概要、防災、土地利用上の影響、生活環境及び環境保全並びに景観保全（以下「防災、環境保全及び景観保全等」という。）の対策、予定する工事の日時、騒音及び振動の抑制方法、周辺地域の道路、土地の使用方法、資材・廃棄物等の適切な処理方法、地域住民の安全確保策等（以下「工事内容」という。）その他当該事業に関連する事項を地域住民に説明するための説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会の日時、開催場所及び計画内容の概要について、地域住民に周知を行わなければならない。

3 事業者は、説明会において、出席した者の意見を十分に聞き、その質問に誠実に回答しなければならない。

4 事業者は、説明会の内容、出席者の意見及び質問に対する回答等の記録（以下「議事録」という。）を作成するものとする。

5 事業者は、議事録を第9条第1項に規定する太陽光発電設備設計等事前協議書に添付するものとする。

(協定)

第8条 事業者が発電事業の計画を遂行しようとするときは、説明会その他の機会において地域住民の意見を聞き、当該行政区と、発電設備の設置、運用、管理及び撤去に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、防災、環境保全及び景観保全等に関する事項その他法令、条例等に定められた事項等について、事業者と当該行政区が合意した内容（事業地の場所、防災対策、水源の保護、発電設備の規模、構造、配置、運転時の安全確保策等、柵塀等の設置とその構造及び修景、工事内容等、災害時の対応、事業終了時発電設備の撤去とその費用の調達方法、廃棄物の処理等）を規定するほか、発電事業が譲渡された場合に承継する事業者が当該協定を履行すべき地位を承継すること等について、規定するものとする。

3 事業者は、当該行政区と協定を締結した後、速やかに協定書の写しを市長に提出するものとする。

4 事業者が当該行政区と協定を締結した後、計画事業者の遂行する計画の内容に変更が生じるときは、協定を締結した当該行政区と協議を行わなければならない。

(事業内容等の事前協議等)

第9条 事業者は、第11条第1項に規定する届出の前（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による認定の申請をしようとする場合はその申請前とする。）に、太陽光発電設備設計等事前協議書（様式第2号）により市長に協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議が終了し、前条に規定する協定書の提出を確認したときは、事業者に太陽光発電設備設計等事前協議済通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 事業者は、第1項の規定による市長との事前協議の内容と異なることをしようとするとき又は第17条の規定に該当するときは、その旨を太陽光発電設備変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

(協議内容等の履行)

第10条 事業者は、市長との協議により合意した事項及び第8条の規定により締結した協定の内容を誠実に履行しなければならない。

(届出等)

第11条 事業者は、発電設備の設置に着手する30日前までに、太陽光発電設備着手届出書（様式第5号）を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、発電設備の運転の開始後30日以内に、太陽光発電設備運転開始等届出書（様式第6号）を市長に届け出なければならない。

3 市長は、発電設備の運転を開始した年度の翌年度以降、発電設備の管理等について、事業者に太陽光発電設備管理等報告書（様式第7号）により報告を求めることができる。

4 事業者は、第15条第2項から第4項までに該当するときは、太陽光発電設備運用管理報告書（様式第8号）により、市長に報告しなければならない。

（発電事業の企画立案土地開発及び発電設備の設計等）

第12条 事業者は、防災、環境保全及び景観保全等に支障のない適切な土地を選定し、当該土地及び周辺地域の環境を事前に調査した上で開発計画の策定及び設計をしなければならない。

- 2 事業者は、次の各号に該当する土地に発電設備を設置してはならない。
 - (1) 土砂災害その他自然災害が発生するおそれがある傾斜地その他の土地
 - (2) 貴重な自然状態を保ち、学術上重要な自然環境を有している地域に所在する土地
 - (3) 学術上重要な文化財が存在し、又は埋蔵されており、文化財を中心とした歴史的又は郷土的特色を有している地域にある土地
 - (4) 農業上の利用を確保するために定められている区域内にある土地（営農型発電設備を設置する場合を除く。）
 - (5) 発電設備の設置により水資源の保全に影響を与えるおそれのある土地
 - (6) その他市長が防災、環境保全及び景観保全等に支障があると認めた土地
- 3 事業者は、土地開発の設計をする場合、別表第1に規定する当該土地の形状、形質等によって想定される事態について、同表に規定する適切な措置又は対応を行った上で設計しなければならない。
- 4 事業者は、発電設備の設計をする場合、次の各号に該当するものとしなければならない。
 - (1) 発電設備の稼働音が地域住民及び周辺環境に影響を与えないこと。
 - (2) 反射光が周辺環境を害さないよう低反射な太陽電池モジュールを選択すること。
 - (3) 発電設備の最上部を周辺の景観から可能な限り突出しないようにすること。
 - (4) 発電設備の色彩は、周辺の環境と調和する低明度かつ低彩度のものとする。
 - (5) 発電設備を隣接する土地、道路等との境界から可能な限り離すとともに、植栽等によって事業地に隣接する土地、道路等から発電設備が可能な限り視認できないようにすること。
 - (6) 佐久市建築行為に係る道路後退取扱要綱（平成17年4月1日告示第115号）に基づき、道路後退を行うこと。
 - (7) 営農型発電設備にあつては、設備下部の農地における営農計画を定め、営農の適切な継続を行うこと。
 - (8) 営農型発電設備にあつては、周辺の土地等への日照の妨げとならないようにすること。
 - (9) その他防災、環境保全及び景観保全等に支障のないこと。
- 5 事業者は、第三者が容易に発電設備に触れることができず、かつ、発電設備の保守点検及び管理の際に必要な作業並びに消防活動に支障がないよう、柵、塀等から発電設備まで十分な間隔を保ち、発電設備相互の間隔を適切に保って配置するように設計しなければならない。
- 6 事業者は、発電事業終了後の発電設備の撤去及びその処分費用を確保するため、当該費用について定期的な積立て等の計画的な調達手段を講じなければならない。
（土地開発及び発電設備の施工等）

第13条 事業者は、防災、環境保全及び景観保全等に支障がないよう土地開発の施工を行わなければならない。施工時に、事業地が第12条第2項各号に該当することが判明した場合は、適切な措置を講じない限り、施工を継続してはならない。

- 2 事業者は、土地開発及び発電設備の施工に当たり、地域住民の生活環境を損なうことのないよう、工事内容について、適切な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、発電設備の設置に当たり、発電設備の稼働音が地域住民及び周辺環境に影響を与えないこと並びに太陽電池モジュールからの反射光が周辺環境を害することがないことを確保するため、適切な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、発電設備の設計図書及びしゅん工試験データを含む完成図書を作成し、これを事業終了時まで適切な方法で管理し、保存しなければならない。
- 5 事業者は、市長から前項に規定する図書の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

（通常時の発電設備の運用及び管理）

第14条 事業者は、発電設備の安全性、発電事業の防災、環境保全及び景観保全等に関する対策が計画どおり適切に実施されているかを随時確認しなければならない。

- 2 事業者は、発電事業の防災、環境保全及び景観保全等に関して計画策定段階では予期しなかった問題が生じた場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに市長、地域住民及び当該行政区の区長に対して、その説明を行わなければならない。
- 3 事業者は、事業地からの建設残材の飛散、雑草の繁茂等により、地域住民の生活環境に影響がないように、発電設備を管理しなければならない。
- 4 事業者は、発電性能の維持に関する作業を実施する場合には、地域住民及び周辺環境に影響が及ぶことがないようにこれを実施しなければならない。
- 5 事業者は、事業地内への第三者の侵入を防止する措置を講じなければならない。
- 6 事業者は、地域住民からの発電設備の安全性、発電事業の防災、環境保全及び景観保全等に関する事項についての意見、要望等があった場合は、誠実に対応しなければならない。

(非常時の発電設備の運用及び管理)

第15条 事業者は、発電設備に異常を来すような落雷、洪水、暴風、豪雪等の自然災害の発生が予想される場合には、事前に事業地及び発電設備の点検を行わなければならない。

- 2 事業者は、発電設備に異常が生じた場合、事業地外に影響が及ばないよう適切に対応しなければならない。
- 3 事業者は、落雷、洪水、暴風、豪雪、地震等の自然災害により、発電設備の破損又は第三者へ被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合には、直ちに発電設備の運転状況を確認した上で、速やかに事業地に赴き、発電設備の損壊、飛散及び感電のおそれがないか否かを確認しなければならない。
- 4 事業者は、発電設備の異常若しくは破損等により周辺地域への被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合、速やかにその旨を市長及び当該行政区の区長に連絡し、被害防止及びその拡大防止のための措置を講じなければならない。

(発電事業の終了)

第16条 事業者が発電事業を終了しようとするときは、終了の90日前までに、太陽光発電設備撤去等届出書(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

- 2 発電設備を撤去及び処分する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン等の法令等に基づき、適切な措置を講じなければならない。
- 3 事業者は、発電事業の終了後、発電設備を撤去するまでの間、感電防止等の安全性確保のため、第三者がみだりに発電設備に近づかないよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 事業者が発電設備を撤去したときは、撤去の終了後30日以内に、太陽光発電設備撤去等完了届書(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(変更)

第17条 事業者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「法」という。)第10条第1項及び第3項の規定による記載事項の変更をしようとするときは、第9条第3項の規定により、次の事項を市長に報告しなければならない。

- (1) 実施しようとする変更の内容
- (2) 当該変更によって事業者の事業内容等がこの要綱の規定に違反するおそれの有無。また、そのおそれがある場合にあつては、適合させるために必要な措置等

(調査)

第18条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者の同意を得て、職員を事業地内に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

(損害の補償)

第19条 事業者は、発電事業によって第三者に損害を与えた場合、その補償の責めを負わなければならない。

(助言又は指導)

第20条 市長は、この要綱の施行に必要があると認めるときは、事業者に対して必要な助言又は指導を行うことができる。

(経済産業省への情報提供)

第21条 市長は、事業者が発電設備の設置等の実施に当たり、第5条の規定を遵守しないときは、経

済産業省へ情報を提供するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第12条関係)

想定される事態	措置・対応
盛土、切土面の保護が必要な場合	・擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などの対策
切土、盛土をする場合	・地下水によりがけ崩れ、土砂の流出のおそれがあるときは、地下水を排出する排水施設の設置 ・土砂の流出による地域の水源の水の濁りの防止措置
がけ地の地域に設置する場合	・がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策
湧水がある場合	・地下排水管の設置など適切な措置
地下浸透水や湧水を上水道など生活に利用している場合	・水質の悪化や水量の低下を生じない措置
地盤が軟弱な場合	・地盤改良、擁壁 ・区域外での隆起、沈下が生じないよう土置換、水抜き等の措置
降雨等により土砂の流出や山腹崩壊等の山地災害のおそれがある場合	・擁壁など適切な措置
集中豪雨	・降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策(排水路改修、調整池等の設置)
動植物について重要種の生育・生息が確認される場合	・必要に応じた移植等
その他	・架台下への適切な敷材の使用